

県立中央病院 P F I 事業者選定にかかる住民訴訟の弁護士費用に関する措置請求

(受付日 : 平成 22 年 5 月 14 日)

1 請求内容 (要旨)

当該裁判で公営企業管理者が A 法律事務所と交わした委任契約に基づき支払った弁護士費用は、訴訟価額 160 万円の 2 倍以上など異常に高額であるので、請求人が別途算定した額との差額を、損害金として当時の公営企業管理者に対し請求することを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定 (却下) の理由

日本弁護士連合会の弁護士の報酬に関する規程によると、弁護士に支払う費用については、経済的利益、事案の難易、時間、労力等に照らし適正かつ妥当なものでなければならず、個々の弁護士がその基準を定めることとされており、請求人の主張と異なるとともに、請求人が弁護士費用の算出根拠の一つと主張する訴訟価額 160 万円は、本件訴訟にあっては、単に裁判所に納める手数料の算出基礎とするものであり、弁護士費用の算出根拠となるものではない。

その他の主張も含め、請求人が提示した根拠は、請求人の主観的見解又は憶測を述べたものにすぎず、住民監査請求の要件である当該財務会計行為が違法又は不当であるとする具体的かつ客観的根拠が示されているものとは認められない。

なお、本請求にかかる弁護士費用のうちの一部については、地方自治法第 242 条第 2 項に定める 1 年間の請求期間を経過しているため不適法な請求である。

本件は、和氣政次委員を除く 3 名の監査委員が決定しました。